

沖縄の米軍関連施設で 石綿(アスベスト)にさらされる仕事をしていた方と そのご家族・ご遺族のみなさまに 大切なお知らせです。

沖縄米軍関連施設での工作中に石綿にさらされたことにより次のような疾病にかかった場合、
労災保険制度または石綿健康被害救済制度に基づく補償または救済を受けられる可能性があります。

対象となる疾病

中皮腫、石綿肺、肺がん、
良性石綿胸水、
びまん性胸膜肥厚

	労災保険給付	特別遺族給付金	救済給付
支給対象者	① 沖縄復帰後に米軍関連施設で働いていたことが原因で石綿による疾病を発症した方(本人) ② 上記の遺族の方	沖縄復帰の前後に関わらず、米軍関連施設で働いていたことが原因で石綿による疾病を発症した方(本人)の遺族で、本人が亡くなってから一定期間★が経過した方 ★年数については、具体的事情によって異なります。	※労災保険給付・特別遺族給付金の対象とならない場合のみ ① 石綿による健康被害(中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚)を受けた方(本人) ② 上記の遺族の方
給付内容	① 本人・療養補償給付 ・休業補償給付 ② 遺族の方・遺族補償給付 など	特別遺族給付金を支給 1年あたり240万円の年金または1,200万円の一時金 ※遺族が1人の場合。遺族の人数によって年金の支給額は異なります。	① 本人・医療費(自己負担分) ・療養手当(1ヵ月あたり約10万円) ② 遺族の方・特別遺族弔慰金 など
請求期限	給付内容により異なります。 ※遺族補償給付の請求権は、ご本人が亡くなった日の翌日から5年で時効により消滅します。時効による消滅後は、特別遺族給付金の対象となります。	平成34年3月27日	給付の種類、対象疾病、死亡時期により異なります。

お近くの労働基準監督署 または労働局にご相談ください

- 那覇監督署 TEL 098-868-8040
- 沖縄監督署 TEL 098-982-1263
- 名護監督署 TEL 0980-52-2691
- 宮古監督署 TEL 0980-72-2303
- 八重山監督署 TEL 0980-82-2344
- 沖縄労働局労働基準部労災補償課
TEL 098-868-3559

●労災保険給付・特別遺族給付金の対象とならないことが確認できている方は、独立行政法人環境再生保全機構(TEL 0120-389-931)またはお近くの保健所に救済給付についてご相談ください。



石綿を扱う仕事や症状などの情報は、厚生労働省ホームページの「アスベスト(石綿)情報」をご覧ください。

厚生労働省 アスベスト

検索